

(1) 施設整備費

経費区分	整備区分	基準面積	基準事業費
工事費	創設	各施設の基準面積は別表3のとおりとする。(実行面積が基準面積に満たないときは、実行面積とする。)ただし、この基準面積によりがたい施設については、市長が認めた面積とする。	設計に着手した年度の1m ² 当たりの本市補助予算単価(実行の1m ² 当たり単価が本市補助予算単価に満たないときは、実行単価とする。)に左欄及び別表3に定める基準面積を乗じて得た額。ただし、市長が認めた工事内容については、その実工事費を加算する。
	創設 (指定障害児通所支援事業所)	—	市長が必要と認めた額。
	改築	—	市長が必要と認めた額。
	大規模修繕	—	
	災害復旧	—	
・基本設計費 ・実施設計費 ・埋蔵文化財等の調査に係る費用 ・工事監理費 ・その他	—	—	市長が必要と認めた額。
事務費	—	—	市長が必要と認めた額。ただし、市外施設は補助の対象にしない。

(注) 神奈川県障害福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱(以下「県要綱」という。)第4条の2「補助金の額の特例」の適用を受ける施設整備については、基準事業費を県要綱別表7の施設整備費特例加算の算定基準により、算出する。

(2) 設備整備費

経費区分	整備区分	基 準 事 業 費
初度設備	創設	定員 1 人当たりの本市補助予算単価に定員を乗じて得た額（実際の事業費が基準事業費に満たないときは、実際の事業費）。
	改築	創設の場合の定員 1 人当たりの本市補助予算単価の 2 分の 1 の額に定員を乗じて得た額（実際の事業費が基準事業費に満たないときは、実際の事業費）。
非常通報装置設備等	—	市長が必要と認めた額。
非常用自家発電設備	—	市長が必要と認めた額。

2 本市補助金の算定

障害児施設 障害者施設	$(1) \text{ 本市補助金} = \text{基準事業費} - (\text{国庫補助基本額} \times 1/3)$ $(2) \text{ 本市補助金} = \text{基準事業費} - (\text{県補助基準額} \times 1/4)$ <p style="text-align: center;">(ただし、工事費以外の経費については、基準事業費} \times 4/4)</p> <p>※1 施設整備費国庫補助要綱及び災害復旧費国庫補助要綱の第2の6の規定により算出された国庫補助基本額の3分の1に相当する額。 (ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる)</p> <p>※2 神奈川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（平成21年9月24日障福第446号神奈川県保健福祉部長通知） 第3条の規定により算出された補助基準額の4分の1に相当する額。 (ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる)</p>
障害児施設 (指定障害児通所支援事業所)	<p>本市補助金は、以下のとおり。</p> <p>児童発達支援：1施設につき最大450万円 放課後等デイサービス：1施設につき最大450万円 児童発達支援及び放課後等デイサービス：1施設につき最大900万円 (ただし、予算内に限る)</p>
市外の施設に本市の定員を確保する場合	$\text{本市補助金} = (\text{基準事業費} \times 3/4 - \text{国・県補助金}) \times \text{定員割合} (\text{本市定員} \div \text{施設定員})$